

# わたしたちは二つもガマンした。一時金100万円は議れない!!

他社より20万円低い要求! 昨年実績より3万円低い要求!



「はがねの会」

神戸市兵庫区新開通1-8-18  
プリオーレ神戸504号

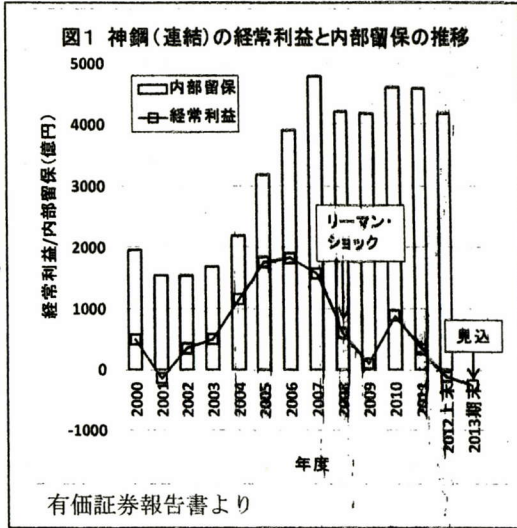
電話

090-6326-9799

メール  
haganetuusin  
@yahoo.co.jp

一時金100万円は議れない!!

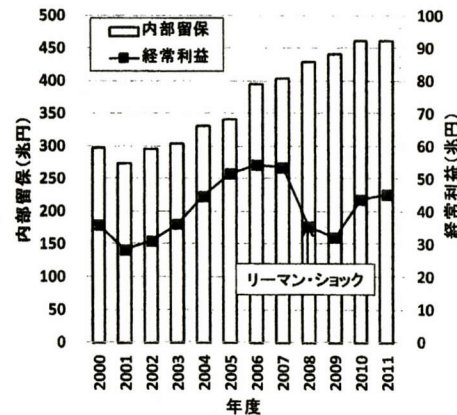
年間一時金要求100万円を掲げて、二〇一三年春闘交渉が行われています。  
この金額は、基幹労連の「生活を考慮した要素」としての要求額120万円よりも20万円も控えめなものです。経営側は「創業以来最大の危機」との理由から、この要求にすら応えようとしていません。今年度期末の経常利益が二五〇億円の赤字に達する見込みであり、経営状況は過去最低の一時金(八五万円)であった二〇〇二・三年当時よりも悪化しているとの説明です。しかし、神鋼は二〇〇四年度から二〇〇七年度の間、毎年一十億円をはるかに超える利益(連結)を稼ぎ出しており、その半分近くは内部留保に積み増されました(図1)。



100万円は可能!!

従業員の働きにより蓄えたこの内部留保の一部を融通すれば、100万円の一時金は可能です。過去最低の八五万円に、一五万円を上積みすれば済みます。神鋼の従業員(連結)は約三万六千人ですから、二〇一二年九月末の内部留保四一八〇億円のわずか一・三%である五四億円を融通すれば可能です。  
総務省の家計調査によると、二〇〇〇年には五三万あった二人以上の勤労世帯の平均月収は、二〇一二年には四八万円に減っています。

図2 日本企業の経常利益と内部留保の推移



す。年間で一カ月分以上の収入が消えたことになりません。これでは、個人消費が落ち込み、デフレ不況になるのも当然です。一方この間、日本全体では、企業の内部留保は約一六〇兆円も増加し、四六〇兆円の巨額に達しています(図2)。このお金は設備投資にも給与にも回らず、余剰資金として滞留しています。

麻生副総理も、記者会見で「企業家の、もしくは経営者のマインドとして(内部留保を)給与に回す等々の配慮があってもいいのでは(二月二日)」と述べています。

## 国民所得を増やして経済活性化を

日本経済活性化のためには、国民の所得を増やしてGDPの六割を占める個人消費を押し上げることが何よりも必要です。そうすれば、国内需要が増加し企業業績も改善されます。各企業には、これまでに蓄えた利益の一部を自社の従業員の給与や賞与に還元し、日本経済を活性化させる役割を果たすことが求められています。神鋼も日本を代表する企業として、その一翼を担うことが求められています。苦しい時に蓄えの一部を取り崩すのは、一般家庭では当たり前です。

生活維持と職場活力のために満額回答を  
組合も主張しているように、一時金から税や社会保険料を引かれると手取りは大きく減り、住宅ローンの返済や子どもの教育費、月々の生活費の補填等もままなりません。昨年の一〇三万円でも家計のやりくりは大変でした。職場活力のためにも満額回答を。





# 『はがねの会』 サービス残業問題で神鋼労組に申し入れ

「はがねの会」は昨年九月、神戸製鉄所のサービス残業について五項目(注参照)に亘って労基署に申し入れました。今年の二月その結果を確認すべく、再度労基署を訪問しました。労基署は内容については会社に聞いてほしいとの返事でした。それを受けて、この問題は労働組合を通して解決を図るのが筋だと考え、神鋼労組に左記の「申し入れ」を行いました(書記長・書記次長さん、応援ありがとうございます)。今は、情報公開してオープンな議論で問題を解決していく時代です。「はがねの会」もその立場で臨み、その都度公開しつつ、問題解決にあたりたいと考えています。

会社が一刻も早く、労基署の是正勧告を職場に公表し、サービス残業根絶に踏み出すことを要望します。

神戸製鋼所労働組合 御中  
2013年2月21日はがねの会

## 申し入れ書

日頃の活動、ご苦勞様です。私たちが「はがねの会」は、昨年9月7日に神戸東労働基準監督署に対して、神鋼の職場における時間管理が不適切で、労働基準違反のサービス残業が行われており、是正勧告をしてほしいとの申し入れを行いました。併せて、労災問題でも申し入れました(詳細は2012年10月4日はがねピラ参照)。

今年2月12日に労基署を訪問し、実態調査をおこなったかどうか、その際の会社の対応及びその後の改善状況を問いました。

監督署の回答は次のようなものでした。  
● 「はがねの会」の申し入れ受理後、申し入れのあった項目について、神鋼及び関連会社の実態調査に入った。

● その際の会社の対応状況やその後の経過については、守秘義務があるので、この場では教えられない。直接、会社に聞いてほしい。

労働基準法違反の事実があれば、それは早急に是正されねばなりません。違反が放置されれば、働くものの不利益になるばかりでなく、コンプライアンス上からも社会の信用を失うこととなります。

労基署への申し入れ事項は、組合員の生活と権利を守ることを大切な任務としています。しか組合にとっても、重要な問題であります。しながら、現在、この問題について会社から職場に一切説明はありません。労基署は会社に聞いてほしいと云っています。そこで、私たちはこの問題について、労働組合が会社に対してこの経過を明らかにするよう申し入れをおこなうことを要請いたします。情報公開されてきたこと、問題点があきらかになり、そこから解決に向けて労使一体となって進むことができます。私たち「はがねの会」も問題提起した者として、最大限の協力をしたいと思っています。以上

### 注) 五項目

- ① 就業前ミーティングの不払い部署がある。
- ② 関連会社のミーティングが不払い。
- ③ 二〇一一年一〇月以前が不払い。
- ④ 報告書作成・QC・教育・研修の不払い
- ⑤ 食事休憩時間が取れない。

### 問題多い「再雇用制度の見直し」

熟練社員再雇用制度の一部見直しは昨年二月二〇日に会社から組合に提案されました。この提案は大きな問題を抱えています。

- ① 欠くべからざる戦力である再雇用者の尊厳を無視した、これまでの低処遇。その改善に、手をつけられていない。二〇一三年以降は六五歳まで段階的に無年金となり、収入が著しく減る中で、今の基本賃金ではますます生活は苦しくなる。
- ② 今回、新しく対象者となる「退職時に職務1&2級、基幹補1&2級」の人と出向者は、経過措置に縛られ、二〇二〇年度まで、六五歳までの再雇用が保障されていない。
- ③ 出向者の再雇用は、出向先会社での直接雇用となる。その際、賃金や勤務態様などで不利になっても救済されない。

組合は、①については、同業他社が処遇を引き上げていることを背景に、不満を表明しています。また、②については経過措置の撤廃に言及しています。③では「当社にて再雇用した上で出向する」という形態を提案しています。組合カンパレ! 応援します。

## はがね文芸



### 俳句

いかなこ  
鮎子

未央

解禁の鮎子漁や浜日和

取れ立ての鮎子に見る海の色

鮎子の釘煮と地酒あればよし



### 職場川柳



- 借上げはやる気が出るぞ社長さん
- 偽字金あるならボナス満額を
- 毎日が鏡に染みこむ汗油
- 鏡造る今は歩でもと金になる方